

JIS

ニクロム酸ナトリウム二水和物 (重クロム酸ナトリウム)

JIS K 1403-1992

(2002 確認)

平成 18 年 3 月 25 日付け追補 1 あり

平成 4 年 7 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 25. 3. 31 改正：平成 4. 7. 1
官 報 公 示：平成
原案作成協力者：日本無機薬品協会
審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学製品部会（部会長 中島 利誠）
この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部繊維化学規格課(〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)へ連絡してください。
なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

ニクロム酸ナトリウム二水和物 (重クロム酸ナトリウム)

Sodium dichromate dihydrate

$\text{Na}_2\text{Cr}_2\text{O}_7 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ FW : 298.00

1. 適用範囲 この規格は、工業用のニクロム酸ナトリウム二水和物について規定する。

備考 この規格の引用規格を、付表1に示す。

2. 品質 ニクロム酸ナトリウム二水和物の品質は、4.によって試験したとき、表1のとおりとする。

表1 品質

項目	単位 %
ニクロム酸ナトリウム二水和物($\text{Na}_2\text{Cr}_2\text{O}_7 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$)	99.3以上
塩化物(Cl)	0.2以下
硫酸塩(SO_4)	0.2以下

3. 試料採取方法 試料採取方法は、次のとおりとする。

- (1) 試料採取の時期は、包装の直前又は開封の直後とする。
- (2) 同じ条件下で製造され、同一品質とみなせる連続24時間を超えない生産量を1ロットとし、製品3 tごとに1インクリメントを採取する。1インクリメントは、100 gとする。
- (3) (2)によって採取したすべてのインクリメントを一つにまとめ、十分に混合した後、縮分を行って約100 gの分析用試料とする。
- (4) 分析用試料は、共栓付広口ガラス瓶又はポリエチレン製容器に移し入れ、密封して保存する。
- (5) (2)以外のロットの場合は、当事者間で採取試料が全体を代表するように定めた方法によって採取した後、(3)によって調製し、共栓付広口ガラス瓶又はポリエチレン製容器に入れ、密封して保存する。

備考 ニクロム酸ナトリウム二水和物は、湿気を吸収しやすいので、試料採取及び試料調製の場合は、十分注意することが必要である。

4. 試験方法

4.1 一般事項 一般事項は、次のとおりとする。

試験において共通する一般事項は、JIS K 0050による。数値の丸め方は、JIS Z 8401による。

4.2 ニクロム酸ナトリウム二水和物 ニクロム酸ナトリウム二水和物の定量は、次のいずれかによる。

- (1) 指示薬滴定法
- (2) 電位差滴定法

4.2.1 指示薬滴定法

- (1) 要旨 試料を水に溶かして硫酸を加え、指示薬としてフェロイン溶液を加えて、硫酸アンモニウム鉄(II)溶液